

NO.231



(公社)神奈川労務安全衛生協会

横浜南支部

〒231-0011

横浜市中区太田町1-20

三和ビル4F

TEL 045(651)4701

FAX 045(651)0862

発行責任者 伊藤洋二

印刷 山陽印刷(株)



2025

謹賀新年



横浜南労働基準監督署

署長 ちば 幸則

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、年の元日に石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生し、9月には、当該地区を中心に記録的な大雨により、河川の氾濫や土砂崩れの発生など大きな被害となりました。また、昨夏の日本の平均気温は、1898年の統計開始以降で最も高く、猛暑日の地点数も過去最高を更新するなど、自然の猛威に翻弄され続けた1年であったところです。

さて、本年は、第14次労働災害防止推進計画の3年目を迎えます。これまで以上に安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラスであることを周知していくことが必要であると考えております。

本年も皆様のご協力をいただきながら、各種の行政課題に対する取組みに注力する所存でございますので、横浜南労働基準監督署職員ともども、どうぞよろしくお願い致します。

今年の干支は「巳(み)」です。巳年は、これまで努力してきたことが実を結び始める年だとも言われており、巳は動物に当てはめると、「蛇」となり、蛇は、脱皮することから、新たな挑戦や変化に前向きになるといわれております。皆様の事業活動や現場の災害防止対策が、着実に実を結び、進化する年になるものと信じております。

結びに、貴支部並びに会員の皆様方の本年のご健勝と益々のご発展を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

(公社)神奈川労務安全衛生協会  
横浜南支部

支部長 伊藤洋二

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。旧年中は支部の諸活動に多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、歯止めの掛からないインフレに賃金上昇が追従できず、世間では悲痛な声が聞かれました。今年は、自国最優先のトランプ大統領はどう動くのか、過半数割れ与党の石破首相がどのような采配を振るうのか、それが我々の生活にどう影響していくのか、注目すべき一年になりそうです。

さて2025年は、第14次労働災害防止計画がスタートして3年目を迎えます。働く人々が明るく元気な笑顔で働き続けることのできる「安心・安全・健康な職場」を目指して、雇用の安定や労働条件の確保、労働災害や健康障害が発生しない労働環境の形成に向けて、引き続き皆様のご協力を頂戴しながら、各種活動を地道に着実に進めて実りあるものになりたいと思います。

本年も横浜南労働基準監督署をはじめとする行政官庁の変わらぬご指導・ご鞭撻をお願いするとともに、会員事業所の皆様のご発展と、皆様のご家族のご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 令和6年度 神奈川労務安全衛生大会

「労働災害のない安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて」  
「時代の変化に対応した多様な人材の活躍と魅力ある職場づくりに向けて」



谷古宇学横浜北支部長による大会宣言

神奈川労務安全衛生大会は、適正な労働条件の確保、労働災害の防止、健康保持増進等により労働福祉の向上と産業の健全な発展をはかることを目的に、県下の行政関係機関ならびに主催者の（公社）神奈川労務安全衛生協会と協会に加盟する会員企業が参集する協会最大の行事です。11月27日（水）、横浜崎陽軒本店において、昨年を引き続き対面にて開催され168名の参加がありました。

主催者を代表して坪井竜介会長の挨拶に続き、来賓として神奈川労働局長 藤枝茂様、神奈川県産業労働局労働部長 塚本俊治様、横浜市経済局市民経済労働部長 雨堤崇様、中央労働災害防止協会理事長 竹越徹様より祝辞をいただきました。

来賓の皆様のご祝辞に続き、労務安全衛生活動に従事された功績のあった39名の本年受賞者に「労務安全衛生功労者表彰」として神奈川労務安全衛生協会 坪井竜介会長

より表彰状と記念品が授与されました。続いて谷古宇学横浜北支部長が大会宣言を読み上げ、満場一致で支持されました。

下村俊博神奈川労務安全衛生協会副会長の閉会の辞により第1部が無事終了しました。休憩をはさみ、第2部の「特別講演」が行われました。

第2部の特別講演は宮古島りヒト法律事務所弁護士菅野朋子様より「コンプライアンス～知っておくべき法律の基礎知識～」と題してお話いただきました。最近のコンプライアンスは経済法関連（独禁法、下請法）や情報漏洩に加えて労働・労務関連と多岐にわたり、本講演では従業員の権利意識の向上を受けて労務コンプライアンスを守ることで、従業員の健康や気持ちよく働くことができる職場環境に繋がり、それが会社の利益につながるという視点でご説明をいただきました。特にハラスメントの対策では様々な事例についてポイントを交えてご講演いただきました。



労務安全衛生功労者表彰



菅野朋子様



会場

## 事務局長就任の挨拶

新事務局長 <sup>すぎた</sup> 杉田 <sup>じゅいち</sup> 寿一

2025年1月より、横浜南支部の事務局長を拝命した杉田です。

今回のお話は、急なお話であり正直戸惑いました。しかし、前々任者の村永様、支部長会社の日本発条(株)関係者からの説明を受け、お引き受けする事に致しました。今後しばらくは、村永様のご指導を賜りながら業務を行い、頑張っていきたいと思っております。

皆様には、様々な場面をお願いする事もあろう

### 【お知らせ】

230号で新任事務局長として紹介しました、大河原氏は10月9日体調急変によりご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

1月より新たに、杉田寿一氏が事務局長に就任しました。

かと思いますが、その時は宜しくお願い申し上げます。

私の経歴ですが、日本発条株式会社にて43年間勤務し、主にばね設計開発部門と工場勤務を行って参りました。本業務に近いところでは、工場での安全管理者の経験と、第一種衛生管理者の資格ではないかなと思います。また、退職前の数年間、業務改革の推進事務局を行っており、このような経験も、今後の業務に生きるのではないかと感じております。重ねて今後とも宜しくお願い申し上げます。



## 安全部会

### 第3回 安全管理者 選任時研修

労働安全衛生法第11条で、事業者は政令で定める業種及び規模の事業所ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者の内から、「安全管理者」を選任し、その者に安全に係わる技術的事項を管理させなければならないと定めています。平成18年10月の法改正以降、安全管理者選任に際しては、厚生労働大臣の定める研修（法定9時間）を受講することが義務付けられており、横浜南支部では、9月11日と12日に今年度3回目となる、「安全管理者選任時研修」を開催し、35名の方が受講されました。

研修では「安全管理者の役割と職務」「安全教育計画の立て方」「労働安全関係法令」「危険性又は有害性等の調査とその結果に基づき講ずる措置」等について講義が行われ、グループ演習では、業種の異なる受講者が参加していますので、リスクの解析、対策などに対し、違った視

開催日：2024年9月11日(木)、12日(木)

受講者：35名

場 所：万国橋会議センター

点で様々な意見が出され、活発な討議がされていました。

近年、化学物質管理法改正があり、労働災害防止に向けて安全管理者の役割が増々重要になっています。今回受講された方々が本研修の内容を十分理解され、労働災害のない職場を目指し、活躍されることを期待致します。



## 事務局

### 保護具着用管理責任者選任時研修 (横浜西支部・藤沢支部・横浜南支部 共催)

9月20日、鎌倉芸術館において、横浜西支部・藤沢支部・横浜南支部共催で、保護具着用管理責任者選任時研修を受講者30名の参加で開催しました。

この研修は、化学物質による労働災害を防止するため労働安全衛生規則の一部が改正され、新たな化学物質管



開催日：2024年9月20日(金)

会 場：鎌倉芸術館

受講者：30名

理に移行したことにより事業者の自立的管理が求められ、化学物質管理者並びに保護具着用管理責任者の選任が義務付けられました。研修は、厚生労働省通知に基づく「保護具着用管理責任者」を養成する内容で行われています。

研修の内容は、保護具着用管理、保護具に関する知識、関係法令、及び使用方法等、学科5時間、実技1時間計6時間の研修です。学科講習では、防毒マスクに使用する吸収缶の選択や使用期間・取り換え時期などの具体的な説明がありました。また、実技では、簡易マスクや化学防護手袋を受講者に配布し、マスクでは顔面に密着する着用方法、防護手袋では、表面に付着した化学物質に触れずに脱ぐ方法などの指導があり、受講者は講師の指導に聞き入り受講していました。

今回、受講された方々には研修の内容を再度確認いただき、化学物質による労働災害防止に活用してください。

労働衛生部会

### 衛生推進者・安全衛生推進者養成講習

開催日：2024年9月24日(火)、25日(水)  
参加者：衛生推進者1名、安全衛生推進者17名 計18名  
場 所：万国橋会議センター

労働安全衛生法で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所においては、一定の資格要件を満たしている者の中から「安全衛生推進者・衛生推進者」を選任し、安全衛生に関する業務を担当させなければならないと定められています。当講習会はその養成を目的に、当支部では年3回開催しており、今回は第2回目の開催となります。開催初日は、今年長かった猛暑がようやく落ち着いた3連休の後ということもあり、朝方には涼しい風も吹いて学習をするには良い環境の中講習がスタートしました。

事業場における安全衛生推進者・衛生推進者は非常に重要な役割となります。講習会では、安全衛生管理について具体的なポイントの説明や、関連法令に関しては法規制に至った経緯をはじめ、過去の災害事例を絡めながら、講師の山科先生から具体例や経緯を交えて分かりやすく説明がされました。

講習会で定められている「安全管理」「作業環境管理と作業管理」「安全衛生教育」「関係法令」「健康の維持推進」「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等」の各項目について、受講者の方々も熱心に受講されていました。



安全部会

### リスクアセスメント実務担当者講習

開催日：2024年10月17日(木) 受講者：12名  
場 所：万国橋会議センター

法改正後、労働者の就業に係る全ての「危険性又は有害性」についてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づいてリスク低減措置を講ずることが事業者の努力義務とされています。安全部会では毎年、第一線で活躍されている安全管理の実務担当者を対象として【リスクアセスメント実務担当者講習】を、今年度は10月17日に開催しました。講師の経営教育コンサルタントの辻勝也先生の指導のもと、午前中はリスクアセスメントの解説(法改正の背景、危険・有害性の調査、結果に基づく措置等)、午後からは、個人研究・グループ討議を経て、その結果を発表する演習方式を実施の後、リスクアセスメント実施報告書を作成する講習となります。受講された方々が、この経験を各職場に持ち帰り、水平展開・指導され、ゼロ災職場の実現に向け、職場の中心となって活躍されることを期待いたします。



安全部会

### 粉じん作業特別教育

開催日：2024年10月18日(金) 受講者：20名  
場 所：万国橋会議センター

10月18日『粉じん作業特別教育』を開催しました。支部事業所などから20名の参加がありました。粉じんによる職業性疾患については、初期にはほとんど自覚症状が無く、長期間にわたるばく露で「じん肺」になり、呼吸困難に陥る健康障害を発症し、現在の医療では完治できない怖い病となります。当日はまず、インストラクターの先生から「粉じんによる疾病と健康管理、疾病の防止、粉じん作業の管理、呼吸用保護具の種類と使用方法、関係法令」についてプロジェクターと教材を使用した判り易い・詳しい講義をいただきました。その後約1時間「呼吸用保護具の種類と使用方法、防じんマスクの使用と注意点・フィットチェック(フィッティング測定)」について興研株式会社のインストラクターによる測定器を使用したフィッティング測定方法のデモを行い、マスク密着が重要なことを理解し、更に金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う際において、2023年4月より年1回の測定が法的に義務づけられたフィittestの実施方法・判定について説明を受けました。受講者は終日の座学にも拘らず、全員真剣に各講義に聴き入り、粉じん作業に関する知識向上をするとともに、改めて溶接ヒュームに関する法改正に該当する、「適正な防じんマスクの選定」、「装着と使用及びフィittest実施」等について理解を深め、自分の職場を守るという意識・自覚をされたことと思います。



講義終了後、受講者全員に修了証が交付され、粉じん作業特別教育を終了しました。粉じん障害防止のためには、作業従事者が粉じんの有害性への理解を深め、作業における必要な知識を身に付けることが重要です。多数の方の受講をお待ちしています。

運営部会

### 職長教育講習会

開催日：2024年10月22日(火)、23日(水) 受講者：43名  
場 所：万国橋会議センター

今年度3回目の職長教育講習を、万国橋会議センターで開催致しましたが、長く遅い残暑を抜けてようやく秋らしい日々が続いていると感じていましたが、この2日間は日中の気温が25℃近くまで上昇し、10月下旬とは思えない陽気の中で多くの方に受講していただきました。

職長教育(監督者安全衛生教育)とは、労働安全衛生法第60条によって、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対して、実施が義務付けられている講習です。

職長とは現場で指揮・命令する人の総称であり、事業場により監督、班長、リーダー等のさまざまな名称が付けられています。

講義の内容は、職長の役割、指導および教育の方法、設備の改善、環境改善の方法と保持、作業に関わる設備及び作業場所の保守管理の方法、作業手順の定め方・作業方法の改善、異常時における措置、災害発生時における措置、リスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスクの低減措置等の多岐にわたり、講義の中で実習やグループ討議を行うことで、より実践に近い形で進行了。また、グループ討議の結果発表では、意見が出やすいように講師の方が工夫していましたが、活発に意見交換が行われていた点がとても印象的でした。今回学んだことは、指揮命令を行う立場の職長が、現場におけるリスクや危険性を察知し、作業員を労働災害から守り、安全に仕事が出来る環境を作るために身に付けておくべき大切な内容です。

受講生の皆さんが、今回の講習で得られた知識や経験を活かして、作業場の安全衛生水準の向上と労働災害の無い安心安全な職場を目指しご活躍されることを期待しています。



労務部会

## 労務管理研修会（監督署届出手続の説明）

日時：2024年10月31日(木) 受講者：15名  
会場：万国橋会議センター

10月31日「労務管理研修会」を万国橋会議センターにおいて開催しました。この研修会は横浜南支部の会員サービスの一環として、会員事業所様を対象に受講料を無料で開催しています。

監督署届出手続は様々な種類があること、年度毎の提出で年度初めに1回の提出など熟達できない提出書類があることや、働き方改革が推進され36協定の届出様式が業務内容に合わせて提出されることが必要になっているなど、ご担当の負担は相当あるものと思われま

す。手続書類を受取る労働基準監督署では「記載洩れ」や「理解不足による誤記入」などが散見され修正に時間を要しているとのこと

です。また、2025年1月1日より「労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化」が始まります。

今年度の講習は、横浜南労働基準監督署 関政男第一方面主任監督官から「最近の労働行政・労務管理上のポイント」をテーマに30分の講演をいただきました。さらに「労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化」に関して、「労働者死傷病報告」の資料を用意いただく等丁寧に説明をいただきました。

次に、社会保険労務士及び行政書士の資格を持つ茂内講師から「労働基準法、労働安全衛生法に定める手続きについて」として、3時間の講義を資料集により説明いただきました。また、「労働安全衛生法の電子申請義務化」について、会場のパソコンから厚生労働省のホームページにインターネットでアクセスし、画面を確認しながら分かり易い説明がありました。

最後の時間では、受講者の方から電子申請義務化に関する多くの質問があり注目度の高さを感じました。

来年度も、同様の研修会をはじめ会員事業所の参考になる講習会を企画していきますので事業所の皆様の多数のご参加をお待ちしています。



安全部会

## 第2回 KYTリーダー養成講習

開催日：2024年11月19日(火) 受講者：13名  
場所：万国橋会議センター

本講習はKYTリーダー養成を目的としたもので、年2回開催していますが、11月19日に、今年度2回目となる、「KYTリーダー養成講習」を開催し、13名の方が受講されました。労働災害を減らす手法としてKYT（危険予知トレーニング）は大きな効果が期待され、高い評価を得ています。更にはリ



スクアセスメント業務にも有効に活用される手法でもあります。KYTは、日々の作業前において、潜む危険要因とそれが引き起こす現象に対し、全員で対策と行動目標を取り決め、最後に指差呼称して安全意識を高める訓練となりますが、この指揮者としての力量を高めるための講習となります。

講習内容は、「グループ内での自己紹介、役割分担決定」から始まり、「KYT基礎4R」の活用技法についてのビデオ講義や、それぞれの課題をグループ全員で討議し発表する形式で行われました。

受講者は、積極的にグループ作業を実践され、メンバーとのコミュニケーションを大切にしながら、KYT活動について活発な意見を出し合い、具体的な実践の手法を学び、グループ討議では、自分の職場での作業における危険な状況を情報共有し、安全に関する課題についてメンバー間で意見交換する場面もあり、他企業の実情を知ることができ、良かったとの評価を頂いております。

各企業におかれても真摯に安全活動は行われているとは存じますが、災害を減らす手法としてのKYT講習が一助となり、受講された方々が、この経験を各職場に水平展開されKYTリーダーとなって活躍される事を期待いたします。

安全部会

## 第4回 安全管理者 選任時研修

開催日：2024年11月28日(木)、29日(金) 受講者：22名  
場所：万国橋会議センター

労働安全衛生法第11条で、事業者は政令で定める業種及び規模の事業所ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者の内から、「安全管理者」を選任し、その者に安全に係わる技術的事項を管理させなければならないと定めています。平成18年10月の法改正以降、安全管理者選任に際しては、厚生労働大臣の定める研修（法定9時間）を受講することが義務付けられており、横浜南支部では、11月28日と29日に今年度4回目となる、「安全管理者選任時研修」を開催し、22名の方が受講されました。

研修では「安全管理者の役割と職務」「安全教育計画の立て方」「労働安全関係法令」「危険性又は有害性等の調査とその結果に基づき講ずる措置」等について講義が行われ、グループ演習では、業種の異なる受講者が参加していますので、リスクの解析、対策などに対し、違った視点で様々な意見が出され、活発な討議がされていました。

近年、化学物質管理等法改正があり、労働災害防止に向けて安全管理者の役割が増々重要になっています。今回受講された方々が本研修の内容を十分理解され、労働災害のない職場を目指し、活躍されることを期待致します。



事務局

## 化学物質管理責任者研修 出張講習

開催日：2024年12月5日(木) 受講者：20名  
場所：日清オイリオグループ横浜磯子事業場



12月5日(木)日清オイリオグループ横浜磯子事業場の要請により、「化学物質管理責任者研修」も出張講習を実施しました。この研修は、労働安全衛生法関係省令の改正により、事業所による化学物質管理が「法令準拠型」から「自律的な管理」へ転換が求められことになり、事業所の業種・規模

に関わらず化学物質管理者の選任が必要になりました。横浜南支部では「取扱う事業所」を対象に6時間の研修会を開催しています。

講習では、化学物質の危険性及び有害性、健康障害、ばく露濃度の基準、及び化学物質のリスクアセスメントの手法等、化学物質管理者として求められる業務について講義がありました。

特に化学物質管理の根幹であるリスクアセスメントについて、厚生労働省の推奨するクリエイトシンプルを対象に、ツールへの必要情報の入力の方法、判定結果の解析、及びリスク低減対策など、丁寧な説明がありました。

今回の改正は、規制対象外の化学物質による労働災害が多く発生していることから、化学物質を製造する事業所及び取扱う事業所の管理体制を自律的管理に転換するもので、今後3,000種類超の化学物質が対象になる予定です。化学物質管理において、事業者自ら実施するリスクアセスメントに基づき必要な措置を選択する自律的な管理になりますので、専門的な知識を身につけ正しく運用されることが求められます。受講された皆様には、講習の内容を活用し安全作業に努めていただきたいと思います。

横浜南支部は各講習の出張講習を承りますので、ご要望がある事業所様はご連絡ください。

監督署だより

令和6年 業種別労働災害発生状況 (令和6年11月末現在)

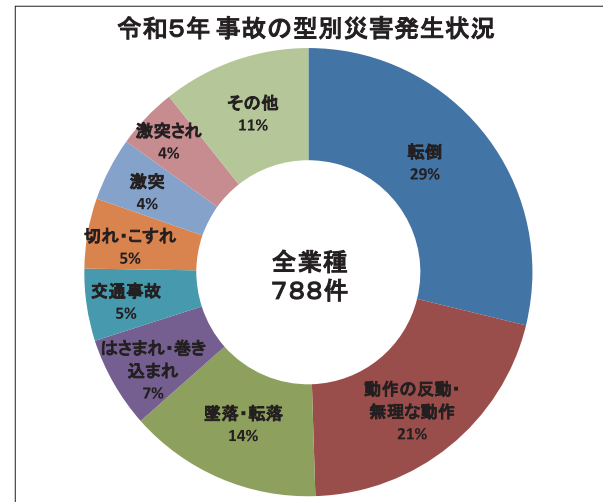
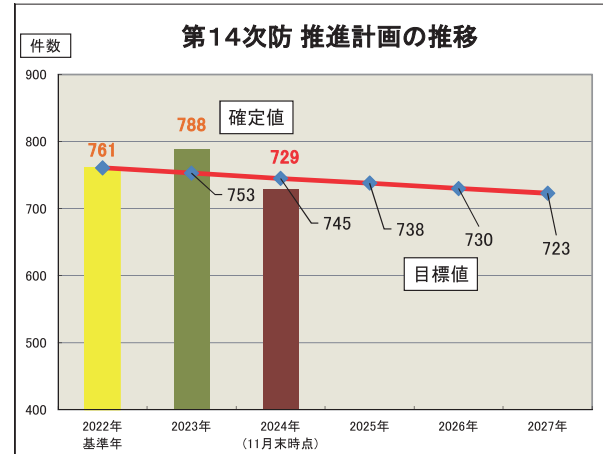
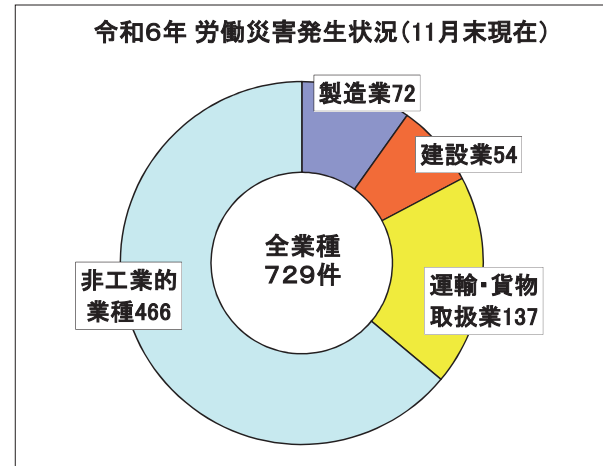
横浜南労働基準監督署

令和6年11月末現在、横浜南労働基準監督署管内における労働災害(死亡および休業4日以上)による死傷者数は、729人(前年同期642人)で、前年に比べ、87人増加(+13.6%)しています。死亡者数にあっては、5人と前年(2人)に比べ、大幅に増加しています。第14次労働災害防止推進計画とは、2023年度を初年度として5年間にわたり国、事業者、労働者などの関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めたものです。労働災害の減少、計画目標達成のため、次の重点項目について、事業者が労働者の協力を得て、一体的かつ効果的な活動を展開してください。

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進
⑦ 労働者の健康確保対策の推進
⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(新型コロナウイルス感染症り患によるものを除く)

Table with columns: 業種区分, 令和6年8月末(死亡者数, 死傷者数), 前年同期(死亡者数, 死傷者数), 増減(件数, 増減率). Rows include 製造業, 建設業, 運輸・貨物取扱業, 非工業的業種.



## 労働時間とは

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれていた時間のことをいいます。使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は、労働時間に該当します。

たとえば、次のような時間は、労働時間に該当します。

- ① 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間
- ② 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）
- ③ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間



労働時間の考え方については、リーフレット（「労働時間の考え方：「研修・教育訓練」等の取扱い」）もご参考ください。

## 労働時間の適正な把握

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者には労働時間を適正に把握する責務があります。  
使用者は、労働時間の適正な把握のために、以下の措置を講じてください。

### 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

- 始業・終業時刻の確認及び記録  
使用者は、労働時間を適正に把握するため、**労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録**すること。
  1. 原則的な方法（以下のいずれか）
    - ・使用者が、自ら確認することにより確認し、適正に記録すること。
    - ・タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。
  2. やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合  
上記1の方法によることなく、自己申告制により行わざるを得ない場合は、一定の措置を講ずる必要があること。
- 貸金台帳の適正な調製  
使用者は、**労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならぬ**こと。



詳細は、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」をご参照ください。

## 労働時間を適正に把握し、正しく賃金を支払しましょう

労働時間は毎日適正に把握し、それに基づいて賃金を計算し、支払うことが必要です。

1日ごとに、一定時間に満たない労働時間を一律に切り捨て、その分の賃金を支払わないことは、労働基準法違反となります。



**このような取り扱いは、労働基準法違反です！**

- **勤怠管理システムの端数処理機能を使って労働時間を切り捨てている**  
勤怠管理システムの端数処理機能を設定し、1日の時間外労働時間のうち15分に満たない時間を一律に切り捨て（丸め処理）、その分の残業代を支払っていない。
- **一定時間以上でしか残業申請を認めない**  
残業申請は、30分単位で行うよう指示しており、30分に満たない時間外労働時間については、残業として申請することを認めておらず、切り捨てた分の残業代を支払っていない。
- **始業前の作業を労働時間と認めていない**  
毎朝、タイムカード打刻前に作業（制服への着替え、清掃、朝礼など）を義務付けているが、**当該作業を、労働時間※として取り扱っていない（始業前の労働時間の切り捨て）。**  
※ 労働時間の考え方については、裏面をご参照ください。

### ワンポイントアドバイス

- ・ 労働時間における端数処理の例外として、**1か月における時間外労働、休日労働および深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げる**ことは、**常に労働者の不利となるものではなく、事務簡便を目的としたものとして認められます。**
- ・ また、1日の労働時間について、一定時間に満たない時間を切り上げた上で、その分の賃金を支払うことは、**問題ありません。**

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください

### 事務局だより

#### 新入会事業所のご紹介

2024年10月以降に入会頂きました事業所をご紹介します。  
今後とも皆様のご協力よろしくお願い致します。  
・旭紙業株式会社 横浜工場 97名  
横浜市磯子区新磯子町30-5

#### 新規会員の募集

(公社)神奈川県労働安全衛生協会横浜南支部では、地域内(中区、南区、港南区、磯子区、金沢区)事業所の皆様に向けて、当協会への加入の促進活動を推進しております。  
近隣やお知り合いの事業所等でまだ未加入の事業所様ございましたら、南支部事務局までご紹介ください。



#### 明けましておめでとうございます！



新年明けましておめでとうございます。  
本年もよろしくお願いいたします。  
横浜南地区の労働安全衛生活動、会員事業所様のご協力よろしくお願いいたします。



#### 安全衛生教育促進運動

期間：2024年12月1日～2025年4月30日（主唱：中災防、後援：厚生労働省）  
労働災害を防止するためには、雇入れ教育、業務に応じた特別教育、また安全管理者、安全衛生推進者、職長教育等職務に即した教育が義務付けられています。  
会員事業所様、労働安全衛生法に応じた教育の受講をお待ちしています。  
「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

#### 横浜南支部行事のご案内

\*経営者・監督者セミナー  
2月5日(水) 14時～16時40分 会場：万国橋会議センター  
基調講演：神奈川労働局長 藤枝 茂様  
特別講演：富士通Japan(株) 丸山 貴史様  
テーマ：「知っておきたいAIの基礎と活用：生成AI時代の実践的ビジネス変革」

#### 出張講習について

会員事業所様に向向いて、安全衛生教育、特別教育等出張講習を行います。  
受講者の人数がまとまるのが条件になりますが、出張講習の要望がありましたら支部事務局までお問い合わせください。  
横浜南支部 TEL：045-651-4701

#### 化学物質管理者研修のご案内について

労働安全衛生法関係省令の改正により、事業所による化学物質管理が「法令準拠型」から「自律的な管理」へ転換が求められることになり、事業所の業種・規模に関わらず化学物質管理者の選任が必要になります。横浜南支部では「取扱う事業所」を対象に研修を開催しています。  
開催日：3月11日(火) 会場：万国橋会議センター

#### 横浜南支部行事予定(1月～4月分)

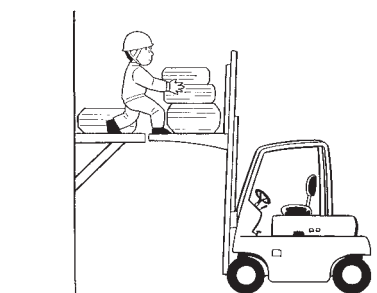
行事内容	会場	実施日
新年安全衛生祈願	万国橋会議センター	1月15日
職長教育講習	万国橋会議センター	1月29日、30日
職長能力向上教育	万国橋会議センター	1月31日
経営首脳者・監督者セミナー	万国橋会議センター	2月5日
産業保健活動研究会	万国橋会議センター	2月18日
衛生推進者・安全衛生推進者養成講習会	万国橋会議センター	2月26日、27日
化学物質管理者研修	万国橋会議センター	3月11日
新入社員安全衛生教育	万国橋会議センター	4月15日
職長教育講習	万国橋会議センター	4月17日、18日

### クイズ どんな危険？

-- フォークリフト爪上の荷降ろし --

状況：

あなたは、フォークリフトの荷、タイヤ(1個10kg)を、2階の搬入口から荷降ろししている。



(中央労働災害防止協会「短時間 KYT イラストシート集」より (No.11))

クイズの答えは、フォークリフトの荷降ろしの際、荷が落下する危険があります。また、フォークリフトのタイヤが床に当たると、タイヤが破損する危険があります。また、フォークリフトの荷降ろしの際、荷が落下する危険があります。

#### 編集後記

新年おめでとうございます。  
何はともあれ、正月はめでたい。さて今何時？と、時計を見てもデジタル表示の数字が飛び込んでくるこの頃。どこの家にもあった柱時計が消えて、数字直読のデジタル時計が主流になりつつある。アナログ時代は時計の針を見て、視覚的に判断していた。だいたい何時だという言葉は失われつつあるようだ。1足す1が2にならないこともある人間の世界。急成長のAIはどう答えてくれるのだろうか。人間の持つ曖昧さはどこへ行ってしまうのか。AIに愛はあるのだろうか。ふと不安を抱いたところで目が覚めた。今日から新年。そんなことは心配しないのでよい。ささやかな夢と希望を抱いて、乾杯と行こう。ところで、今日は何ml飲むの？今年もよろしくお願いいたします。(H.Y)